

(赤字部は改定箇所)

改定後 R8.4.1	改定前 R6.4.1
<p>(P 1)</p> <p>(総合評価結果の公表と疑義照会)</p> <p>第10条の2 発注機関の長は、建設コンサルタント業務総合評価運用ガイドライン(案)により総合評価値を算出後、必要に応じ技術審査会の審議に付し、様式4-1号を山梨県のホームページに公表するものとする。</p> <p>2 入札参加者は、前項により公表された日から3日以内に、自らの評価点について様式11号により疑義の照会をすることができるものとする。</p> <p>3 発注機関の長は、前項の照会に対し、様式12号により回答するものとし、必要に応じて技術審査会の審議に付するものとする。</p> <p>4 前項の規定において、価格以外の評価点を修正した場合は、山梨県のホームページに修正した結果を公表するものとする。</p> <p>(P 4)</p> <p>附則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>(P 1)</p> <p>(総合評価結果の公表と疑義照会)</p> <p>第10条の2 発注機関の長は、建設コンサルタント業務総合評価運用ガイドライン(案)により総合評価値を算出後、必要に応じ技術審査会の審議に付し、様式4-1号を山梨県のホームページに公表するものとする。</p> <p>2 入札参加者は、前項により公表された日から<u>5</u>日以内に、自らの評価点について様式11号により疑義の照会をすることができるものとする。</p> <p>3 発注機関の長は、前項の照会に対し、様式12号により回答するものとし、必要に応じて技術審査会の審議に付するものとする。</p> <p>4 前項の規定において、価格以外の評価点を修正した場合は、山梨県のホームページに修正した結果を公表するものとする。</p> <p>(P 4)</p> <p>附則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。</p>